

鳥取県における障害児の早期発見・対応の現状と課題 (II)

—乳幼児健診・相談の概要—

A Study on Effective Measures of Early Detection,
Diagnosis and Developmental Intervention for Disabled Infants
in Tottori Prefecture, Japan (II)

—Health Examinations for Infants—

障害児教育教室	渡	部	昭	男 *
鳥取大学非常勤講師	田	丸	尚	美 **
鳥取医療生協鹿野温泉病院言語治療士	中	田	幸	雄 ***

はじめに

- I. 台帳・カルテの整備
- II. 連絡方法並びに未受診児の把握
- III. 健診・相談のスタッフ
- IV. 健診・相談の事業内容

はじめに

鳥取県下の市町村レベルでの母子保健システムの現状を明らかにした第 I 報に続いて、本第 II 報では、市町村レベルで実施される乳幼児健康診査(以下、健診)、乳幼児相談の概要を章立てにあるごとく 4 つの構成要素に区分して明らかにすることを課題としている。

県下 39 市町村毎の乳幼児健診・相談システムの現状の把握の上において、1986 年 8 月に実施した各市町村保健婦への聞きとり調査を補足する目的で、1987 年 2～4 月に「乳幼児健診・相談についての追加アンケート」を郵送法により実施するとともに、作表した資料の正誤訂正調査、確認のための聞きとり調査を重ねて、正確を期した。資料の正誤訂正並びに確認のための聞きとりは保健所に対しても依頼して行った。なお、各市町村で使用している台帳・カルテについては、郵送法による収集を行った。本報告は、第 I 報に続き、1986 年度現在の実態を集約したものである。

* Akio Watanabe : Department of Special Education, Faculty of Education, Tottori University.

** Naomi Tamaru : Part-time Lecturer at Tottori University.

*** Yukio Nakata : Speech Therapist of Tottori Iryo-Seikyo-Byoin, Shikano-Onsen Hospital.

I. 台帳・カルテの整備

1. 台帳（表I-1）

乳幼児健診・相談において、障害の発見もれをなくすためには、まずは対象児を呼び出すための台帳が整備されていなければならない。

表I-1に、鳥取県下39市町村で乳幼児健診・相談のために整備している台帳の一覧を掲げた。呼び出し台帳は、「乳（乳幼）児名簿（台帳）」と呼称される所が多かったが、他に「（乳幼児）健診台帳」「乳幼児（健康）管理台帳」「予防接種台帳」等と称される所もあった。

呼び出し台帳の最も一般的な様式は、「児の氏名」「生年月日」「生下時体重」「保護者」「住所」「電話」などの項目で、出生順に一覧表にしたものである。更にその多くには、乳幼児期の各健診・相談、歯科検診や講習会などの受診・未受診が記入できる欄が設けられている。従って、呼び出し台帳で未受診児をチェックするための台帳を兼ねている所がいくつかあった。更には、要注意児を追跡するための台帳をも兼ねている所もあった。

なお、乳幼児健診・相談の呼び出し台帳に表裏で予防接種の記録ができるように「予防接種台帳」を印刷している所（福部村、三朝町）が、「予防接種台帳」を呼び出し台帳に使用していると回答した市町以外にもあった。

ところで、対象児をリストアップした様式の他に、個人別カードを台帳としている町（岩美町、羽合町、東郷町）もあった。

次に、未受診児をチェックするための台帳についてであるが、呼び出し台帳とは別個に整備していると回答があったのは、「一覧ノート」を作成していると回答した溝口町を含めて14市町村であった。しかし、そのほとんどは、各健診・相談の受診のチェック一覧か、又は受診・相談結果の一覧であり、他の市町村においても受診・未受診の記入欄のある呼び出し台帳が類似した機能を果たしていると推測された。但し、倉吉市は、1歳6か月児健診の未受診児のみをリストアップし、未受診理由や発達状況の把握が記入できるようにした「未受診台帳」を設けていた。

呼び出し台帳及び未受診児台帳とは別に特に要注意児を追跡するための台帳を整備していると回答があったのは、17市町であった。この内、経過観察の必要な要注意児のみリストアップし、経過が追える様式にした所は16市町（39市町村の41.0%）であった。八東町の「健診結果台帳」は、各健診の結果の一覧表に「追[▽]析」の項目を設けて、経過観察の必要な児については結果一覧表に追跡した状況を記入する様式になっていた。この様式に類したものは要注意児台帳を特に整備しているとは回答しなかった他町村にも存在した。

以上三種の台帳に分類できなかった台帳として、全乳幼児の把握のために、各児の健診の状況などを簡略に一覧表にした「乳幼児健康管理台帳」を八東町が作成していた。

2. 保管用個人別カード（カルテ）及び問診票など（表I-2、表I-3）

乳幼児健診・相談の結果などを一人ひとりの児について記録し、保管・活用することが、障害の発見もれ、対応もれをなくす上で、次に重要になってくる。保管用個人別カード（カルテ）の整備活用である。

表I-2「保管用個人別カード一覧」に示されているように、カルテの名称は実に多様である。様式や問診項目の詳細な検討は続報に譲るが、各市町村で実に多様なカルテが使用されている中に

表 I-1 台帳一覽

(1987年3月現在)

保健所	児童相談所	福祉事務所	項目	A. 健診・相談対象児を呼び出す為の台帳	B. 未受診児をチェックする為の台帳	C. 要注意児を追跡する為の台帳			
			市町村						
鳥取中東部	鳥取中東部	鳥取中東部	鳥取市	乳児名簿	未受診者名簿	要注意者名簿			
			岩美郡	乳 幼 児 名 簿					
			国府町	母子管理カード (パンチカード)			フォロー台帳		
			岩美町	乳 幼 児 健 診 台 帳					
			福部村	乳 幼 児 健 診 台 帳					
			気高郡	乳 幼 児 健 診 台 帳					
			気高町	乳児台帳	{ 乳児健診名簿, 3才児健診名簿 1才6か月健診名簿	乳幼児フォロー台帳			
			鹿野町	検 (健) 診 成 績 表 (乳児, 1才半, 3才児の三種)					
			青谷町	乳児台帳	{ 乳児健診台帳, 3歳児健診台帳 1才6か月児健診台帳	乳幼児フォロー台帳			
			八頭郡	乳 幼 児 健 診 台 帳					
			郡家町	乳 幼 児 健 診 台 帳					
			船岡町	乳児名簿	乳幼児健康相談名簿 (結果記録)				
			河原町	乳児台帳	乳幼児健康管理台帳 (結果記録)				
			八東町	健 診 台 帳		健診結果台帳			
			若桜町	乳幼児相談台帳, 乳幼児健診等台帳		追跡観察者台帳			
			用瀬町	乳児名簿	乳 児 健 診 ・ 相 談 台 帳				
			佐治村	乳児台帳	乳 幼 児 健 診 名 簿				
			智頭町	乳 児 台 帳		経過観察児台帳			
			倉吉中吉部	倉吉中吉部	倉吉中吉部	倉吉市	{ 乳児台帳及び受診状況簿 乳児検出名簿, 乳幼児異動名簿 すくすく相談該当者名簿及び集計表	1才6か月健診未受診台帳	{ 1才6か月要フォロー者台帳 すくすく相談フォロー台帳
東伯郡	健 康 管 理 カ ー ド								
羽合町	乳 幼 児 健 診 ・ 乳 幼 児 相 談 ・ 歯 科 相 談 実 施 者 台 帳								
泊村	乳 幼 児 健 診 台 帳								
東郷町	乳 幼 児 健 診 台 帳								
三朝町	乳 幼 児 健 診 台 帳					フォローアップ児リスト			
関金町	乳幼児名簿	健 診 名 簿							
北条町	乳 幼 児 名 簿					記録簿 (各健診, 相談別)			
大栄町	乳 幼 児 管 理 台 帳					_____			
東伯町	乳 児 名 簿					*1 _____			
赤碓町	乳幼児台帳	対象者名簿兼受診者名簿							
米子西子部	米子西子部	米子西子部				米子市	乳 児 台 帳		{ 乳児台帳, 4か月児・1才6か月 児健康診査有所見者名簿
						境港市	予 防 接 種 台 帳		経過観察児台帳
			西伯郡	乳 幼 児 健 診 該 当 者 名 簿			要精密・要観察台帳		
			西伯町	乳 幼 児 健 診 該 当 者 名 簿			要精密・要観察台帳		
			会見町	予防接種台帳	乳 幼 児 台 帳				
			岸本町	電算台帳	乳 幼 児 保 健 台 帳				
			臼吉津村	乳児名簿	受 診 者 名 簿				
			淀江町	乳 幼 児 台 帳 (予防接種台帳を兼ねる)		(保管用個人別カードを別保存)			
			大山町	乳 幼 児 健 診 台 帳		要観察台帳			
			名和町	乳 児 台 帳					
			中山町	乳 幼 児 台 帳					
			日野郡	乳 幼 児 健 診 該 当 者 リ ス ト			乳幼児経過観察記録		
			日南町	乳 児 台 帳			発達クリニック受診者台帳		
日野町	乳 児 台 帳			発達クリニック台帳					
江府町	乳 幼 児 台 帳			発達クリニック台帳					
溝口町	乳幼児・予防接種台帳	(健診ごとに受診児名と結果を書いた一覧ノートを作成)							

* 1. S62年度より, 乳幼児健診結果有所見児管理台帳を整備。

表 I - 2 保管用個人別カード一覧

(1987年3月現在)

保健所	児童相談所	福祉事務所	項目 市町村	名(呼)称	作成		記入・保管					
					作成時期	作成者	記入時期 〈おおむね〜まで〉		保管時期 〈同〉			
							一般の児	(要注意児)	一般の児	(要注意児)		
鳥取 (R2)	中東部	鳥取市	鳥取市	母性・乳幼児管理カード	母子手帳交付時	交付する看護婦・保健婦	1 ; 6	(6 ; 0)	6 ; 0			
			岩美郡									
			国府町	乳幼児訪問記録票	出生届時	保健婦	1 ; 0	(6 ; 0)	6 ; 0			
			岩美町	乳幼児記録票	母子手帳交付時	担当保健婦	6 ; 0		6 ; 0			
			福部村	母と子の記録	新生児訪問, 初診時	保健婦	1 ; 0	(3 ; 0)	3 ; 0	(6 ; 0)		
			気高郡									
			気高町	乳児健康診査票	新生児訪問, 初診時	保健婦	1 ; 0			特に決まっていない		
			鹿野町	乳幼児記録票	出生届時	保健婦	3 ; 0	(6 ; 0)		特に決まっていない		
			青谷町	乳幼児個人票	新生児訪問, 初診時	保健婦	3 ; 0	(6 ; 0)	5 ; 0	(6 ; 0)		
			八頭郡									
			郡家町	乳幼児健康診査票	出生届時	保健婦	3 ; 0			昭和50年代以降から半永久		
			船岡町	乳幼児健康診査票	新生児訪問後	保健婦	3 ; 0		8 ; 0~10 ; 0			
			河原町	乳幼児健康診査票	出生届時	保健婦	3 ; 0	(4 ; 0~5 ; 0)	8 ; 0			
			八東町	乳幼児健康診査票	新生児訪問時	保健婦	3 ; 0	(6 ; 0)	3 ; 0	(期限なし)		
家部 (L5)	中央部	若桜町	乳幼児健康診査票	新生児訪問時	保健婦	6 ; 0		14 ; 0				
			用瀬町	乳幼児健康診査票	出生届時	保健婦	3 ; 0		半永久			
			佐治村	乳幼児健康診査票	出生届時	保健婦	1 ; 6		6 ; 0			
			智頭町	乳幼児健康診査票	出生届時	母子担当保健婦	3 ; 0	(6 ; 0)	4 ; 0	(永 久)		
			倉吉市	妊産婦・乳幼児管理カード	母子手帳交付時	交付する保健婦	1 ; 6	(ケースによる)	5 ; 0	(ケースによる)		
			倉吉 (R4)	倉吉部	東伯郡	羽合町	健康管理カード・乳幼児記録表	出生届1か月以内	保健婦, 事務	4 ; 0		6 ; 0
						泊村	母とこどもの記録	出生届時	保健婦	4 ; 0		7 ; 0
						東郷町	母子カード	母子手帳交付後	母子担当保健婦	3 ; 0		6 ; 0
						三朝町	妊婦とこどもの記録	新生児訪問前	保健婦	3 ; 0		7 ; 0
						関金町	乳幼児健康カード	新生児訪問, 乳相時	保健婦	1 ; 0		5 ; 0
北条町	乳幼児記録表	新生児訪問時				保健婦	3 ; 0		6 ; 0			
大栄町	乳幼児管理カード	新生児訪問時				保健婦	2 ; 0	(3 ; 0~4 ; 0)	10 ; 0			
東伯町	乳幼児健康カード	新生児訪問時				保健婦	3 ; 0		半永久			
米子 (UR2)	米子西部	西伯郡	赤碕町	乳幼児カード	新生児訪問, 乳相時	保健婦	3 ; 0	(6 ; 0)	13年前から保管あり			
			米子市	乳幼児カルテ	新生児訪問時	保健婦	1 ; 6	(ケースによる)	永 久			
			境港市	母子保健指導票	母子手帳交付時	交付を受けに来た者	3 ; 0	(6 ; 0)	6 ; 0			
			西伯町	乳幼児健康記録票	出生届時	保健婦	3 ; 0	(ケースにより 6 ; 0)	6 ; 0			
			会見町	乳幼児健康記録票	新生児訪問前	保健婦	1 ; 3	(6 ; 0)	10 ; 0			
			岸本町	母子相談票	母子手帳交付時	交付を受けに来た者	2 ; 0		3 ; 0	(6 ; 0)		
			日吉津村	乳幼児健康記録票	新生児訪問前	保健婦	3 ; 0	(つながりがある れば6 ; 0)	6 ; 0			
			淀江町	乳幼児健康相談票	出生届1か月以内	母子担当保健婦	4 ; 0	(要注意解除まで)		記入終了時に倉庫保管		
			大山町	乳幼児発育記録票	妊産婦・新生児健康相談, 初診時	保健婦	3 ; 0	(未就学児の場合 は在宅期間)	永 久			
			名和町	母子相談票	出生届時	保健婦	2 ; 0	(学童期)	6 ; 0	(学童期)		
			中山町	乳幼児カルテ	出生届時	保健婦	3 ; 0	(6 ; 0)		特に決まっていない		
			根雨 (S)	根雨部	日野郡	日南町	乳幼児記録票	新生児訪問時	保健婦	3 ; 0	(つながりがある れば6 ; 0)	7 ; 0
日野町	乳幼児記録表	新生児訪問, 初診時				保健婦	1 ; 0	(6 ; 0)	7 ; 0			
江府町	乳幼児記録表	出生届1か月以内				母子担当保健婦	3 ; 0	(6 ; 0)		特に決まっていない		
溝口町	乳幼児記録票	新生児訪問, 初診時				保健婦	3 ; 0	(4 ; 0~5 ; 0)	7 ; 0			

注 1) 作成時期については、特に記入のあった所のみ「前」「後」「1か月以内」とした他は、「時」とした。
 2) 記入・保管について、「就学まで」を「6 ; 0」と直して表示した他は、記入のまま表示した。「(要注意児)」に関しては、「一般の児」と相違する所のみ特に()内に表示した。

表 I-3 問診票など一覧

(1987年3月現在)

保健所	児童相談所	福祉事務所	項目 市町村	1歳6か月児健康診査票		3歳児健康診査票		鳥取県下統一の診査票以外の独自の健診票・問診票など 名称(カルテにまとめない×印, まとめる○印・まとめ方)	
				カルテにまとめない×	まとめる○ 転記 綴じ込み	カルテにまとめない×	まとめる○ 転記 綴じ込み		
鳥取 (R2)	中	東	鳥取市		○	(×)		6か月健康診査問診票(○綴じ込み)	
			岩美郡						
			国府町	×		×		3~4か月用アンケート・9~10か月用アンケート(×)	
			岩美町		○		○	乳児記録票〔6か月〕(○転記)	
			福部村	×(別綴)		×(別綴)			
			気高郡						
			気高町		○	×		1~2か月・3~5か月・6~8か月・9~11か月・12か月~1才3か月用アンケート	
			鹿野町		○		○		
			青谷町		○	×			
			八頭郡						
郡央部 (L5)			郡家町	×(別綴)		×(別綴)		月齢別問診アンケート	
			船岡町		○	×		4・7・10か月用発達チェック(○転記)	
			河原町		○		○		
			八東町		○		○		
			若桜町	×	(追跡児)	×	(追跡児)	3~4か月・6~7か月・9~10か月用問診票アンケート(○転記)	
			用瀬町		○		○		
			佐治村		○		○	月齢別問診アンケート, 乳歯に関するアンケート	
			智頭町	×(別綴)		×(別綴)			
倉吉 (R4)	倉吉中吉部		倉吉市		○	(×)		すくすく相談用幼児相談票(○綴じ込み), 遠城寺式発達検査票(必要な1才6か月児用)(○綴じ込み)	
			東伯郡						
			羽合町		○	○	○	○	
			泊村		○		○		
			東郷町		○	○	○	○	出生届児及び転入児調査票(○), 乳幼児記録票(○), 乳児健診票(6~8ヶ月用, 11~13ヶ月用)(○), 2歳児用幼児相談票(○)
			三朝町		○	×(別綴)			
			関金町	×		×			
			北条町	×(別綴)		×(別綴)			
			大栄町	×		×			
			東伯町		○	○	○	○	フッ素塗布記録票
赤碕町		○		○	○	食事とおやつについてのアンケート(1才4か月), 1才6か月児の食事について, 2才児用幼児相談票			
米子 (UR2)	米子西部		米子市	×		(×)		4か月児健康診査票(○必要児のみ転記)	
			境港市		○	×	(追跡児)		
			西伯郡						
			西伯町		○		○		
			会見町	×	(追跡児)	×	(追跡児)	保護者の皆さんへ3才児検診調査表	
			岸本町	×		×			
			日吉津村	×(別綴)		×(別綴)			
			淀江町	×(別綴)		×(別綴)			
			大山町		○	○		○	乳児検診問診票〔3~4・7~8・11~12か月用〕
			名和町		○		○		*カード内に印刷して使用
根雨 (S)	米子南部		中山町		○		○	歯科検診記録, フッ素塗布記録(○綴じ込み)	
			日野郡						
			日南町	×	(必要児)	×	(必要児)		
			日野町		○		○	二歳児健康診査票(○綴じ込み)	
			江府町	×(別綴)		×(別綴)		二歳児健康診査票(○綴じ込み)	
溝口町	×		×		二歳児健康診査票(○綴じ込み)				

あって、郡家保健所管内では、管内8町村全てが統一したカルテを使用しており、特徴的であった。

次に、カルテが作成される時期は（「前」「後」と特に記入があった所も「時」に含める）、「母子健康手帳交付時」が6市町（15.4%）、「出生届時」が11町村（28.2%）、「出生届後1か月以内」及び「新生児訪問時」が14市町村（35.9%）、「新生児訪問、初診（乳相）時」が8町村（20.5%）であった。

作成者は、境港市と岸本町が「母子健康手帳の交付を受けに来た者（妊婦）」としていた他は、何らかの形で市町村保健婦が責任を負っていた。

カルテは健診・相談等によって得られた情報を児の一人ひとりに即して活用しようという趣旨のものである以上、できるだけ早い時期に全ての児に関して作成されることが望ましい。「出生届」を受けて作成する場合は、出生届を行う課（窓口）と保健婦との連携が重要になってくる。また、「新生児訪問」の関連では、第I報（『鳥取大学教育学部研究報告（教育科学）』第28巻第2号、1986年）で指摘されていたように、全数訪問にならない場合、訪問を母子保健推進員などに委託している場合、訪問時期が「新生児」期を越える場合に留意する必要がある。そして、初めての健診・相談まで待って作成する場合は、未受診（相）児についてチェックすることが不可欠である。

更に、台帳の整備とも関連するが、転入・転出児、里帰りや市町村外の医療機関への長期入院等の児についてもチェックを行う必要がある。

それでは、健診・相談等による情報はいつまで記録され、いつまで保管されるのであろうか。21市町村（53.8%）が「おおよそ3歳（3歳児健診）まで」記入するとしていた。残りの13市町村（33.3%）が3歳以前、5町村（12.8%）が3歳を越えて6歳までの範囲であった。「要注意児」に関して特に記入する時期を延長するとしていたのは24市町村（61.5%）、と鳥取県下の39市町村の過半数を越えていた。

保管時期に関しては、「6歳」または「就学まで」としていた所が11市町村、「4歳」から「8歳」まで含めると過半数を越える21市町村（53.8%）であった。長い所では米子市、大山町のように「永久」に保管するとしたところもあった反面、「3歳」で保管をやめるとする所も3町村（8.6%）存在した。但し、この3町村は「要注意児」に関しては保管時期を延長していた。

ところで、乳幼児健診の内、3歳児健診の実施主体は県であり、それまでの乳幼児健診・相談の実施主体が市町村であったのと異なっている。また、鳥取県においては、市町村が実施主体の1歳6か月児健診も含めて、1歳6か月と3歳の2健診で県下統一の健診票¹⁾が使用されている。実施主体の相違や県下統一の健診票の使用が、市町村で多様な様式で整備されていたカルテへの情報の整理・統合という面において、どのような影響を与えているのであろうか。

表I-3「問診票など一覧」に示すように、県下統一の「1歳6か月児健康診査票」をカルテにまとめない所が16市町（41.0%）、「3歳児健康調査票」に関しては、保健所を会場に実施している3市を含めて過半数の23市町村（59.0%）がカルテにまとめていなかった。特に「3歳児健康診査票」は実施主体の保健所が持ち帰り管理する市町村がほとんどであり、カルテにまとめる場合にも転記したり、複写物を取り綴じ込む手段を採っている。また、カルテにまとめていない市町村の中には、統一健診票を別綴にして整理・活用しているところもあった。

県下統一の健診票以外の独自の健診票・問診票については、カルテに印刷して使用している所があった他に、鳥取市が「6か月健康診査問診票」を、米子市が「4か月児健康診査票」を別途作成してカルテにまとめていた。月齢別の発達アンケートを使用していた所は国府町、岩美町、気高町、郡家町、船岡町、若桜町、佐治村の東部7町村、「幼児相談票」（2歳児用）を使用していた所は倉

吉市、東郷町、東伯町の中部3市町、「二歳児健康診査票」を使用していた所は日野町、江府町、溝口町の根雨保健所管内3町であった。他に、赤碕町、会見町、淀江町でも独自のアンケート票・問診票が使用されていた。(問診項目の発達心理学的検討は続報)

II. 連絡方法並びに未受診児の把握

1. 連絡方法 (表II-1)

対象者への健診、相談の会場、日時などを連絡する方法には、大きく区分して「個人通知」と「その他」が考えられる。「個人通知」の中には、「ハガキ」「封書」の郵送による方法と、母子保健推進員・愛育委員・部落毎の配布係らを通じて「配布」する方法がある。「その他」の中には、市報、町報などの「広報」による方法、有線・無線などの「放送」による方法、母子健康手帳や健診受診票などの公布の際、または新生児訪問の折りなどに案内をして「勧奨」する方法とがある。

表II-1に連絡方法の一覧を示した。

乳児健診では、健診を実施している34市町村の内、88.2%にあたる30市町村が「個人通知」を行っていた。同じく、乳児相談では28市町村の内の82.1%の23市町村が、1歳6か月児健診では39市町村の全て(100.0%)が、2歳児健診・相談では20市町村の全て(100.0%)が、3歳児健診では39市町村の内、米子市を除く38市町村(97.4%)が、「個人通知」を行っていた。どの連絡方法が最も効果が上がるかは市町村の実情によって異なると思われるが、「個人通知」を行いつつ、更に広報、放送、勧奨による方法で補足していくことが望ましいと考えられよう。幼児期の健診・相談に比較して、乳児健診・相談での「個人通知」率が低いのは、乳児健診・相談の位置づけ(第I報)とも関連していよう。また、市部は町村部に比して対象児が多い上に転出入等の把握が遅れがちであることから、効果のある連絡方法の確立に課題を残しているといえよう。

2. 未受診児の把握

未受診児は、台帳の記述の際(I-1)に述べたように、台帳に受診児をチェックしていくことで抽出される。この未受診児の状況を把握する保健婦の活動を表II-2に示した。

乳児期での未受診児の状況を把握を特に行っていなかったのは、「小さな村なのでかなり事情がよく分かる」とした日吉津村を含めて5市町村(12.8%)であった。乳児健診・相談に関して、34市町村(87.2%)は何らかの対応をしており、次回(同一月齢の次の回、他月齢を含めて最も早い受診機会の回の双方の意味を含む)健診・相談への呼び出し(受診勧奨を含める)を行っているのが30市町村、何らかの形で訪問することがあるのが19市町村であった。

幼児期の健診・相談に関しては、未受診児の把握を行っていない所は存在せず、全ての市町村が何らかの形で全数把握に向けての努力を行っていた。1歳6か月児健診では、次回健診への呼び出しを行っている所が36市町村(92.3%)と圧倒的であったが、国府町では「保健所クリニックへの呼び出し、訪問」、倉吉市では「訪問、電話、予防接種時に面接」、三朝町では「保健所クリニックへの呼び出し」が各々行われていた。3歳児健診では、保健所を会場に行われる3市を除いた市町村の内、次回健診への呼び出しを行う所が31市町村(86.1%)あった。しかし、第I報にあるように(p.403の表2)、市町村を会場とした3歳児健診の開催回数は2~6回と少ないために、年度末にまとめて保健所での受診を勧める場合を含めて、保健所を利用する所が18市町村(50.0%)存在した。

表II-1 対象者への健診・相談の連絡方法

(1987年3月現在)

保健所	児童相談所	福祉事務所	項目	連絡方法							
				個人通知(ハガキ), (封書), (配布) その他-広報, 放送, 勧奨							
				乳児健診	乳児相談	1歳6か月児健診	2歳児健診(相談)	3歳児健診			
鳥取県	中東部	鳥取市	鳥取市	(ハガキ), 広報, 勧奨	(配布), 放送, 勧奨	(ハガキ), 広報, 勧奨		(ハガキ), 広報, 勧奨			
			岩美郡								
			国府町	(ハガキ), 広報, 放送	(ハガキ), 広報, 放送	(封書), 広報, 放送		(封書), 広報, 放送			
			岩美町	(ハガキ), 広報, 放送		(封書), 広報, 放送		(封書), 広報, 放送			
			福部村	(ハガキ)		(封書)		(封書)			
			気高郡								
			気高町	(ハガキ), 広報		(封書), 広報		(封書), 広報			
			鹿野町	(封書)	(封書)	(封書)		(封書)			
			青谷町	(ハガキ), 広報		(封書), 広報		(封書), 広報			
			八頭郡								
			郡家町	(封書), 勧奨	勧奨	(封書), 勧奨		(封書), 勧奨			
			船岡町	(ハガキ)	(ハガキ)	(封書)		(封書)			
			河原町	(配布)		(配布)		(配布)			
			八東町	(ハガキ), 広報, 勧奨	(1, 2のみ配布), 広報, 放送	(配布), 広報, 勧奨	(配布), 広報	(配布), 広報, 勧奨			
			若桜町	(配布)	放送	(配布)		(配布)			
			用瀬町	(ハガキ), 放送, 勧奨	(ハガキ), 広報	(封書), 放送, 勧奨		(封書), 放送, 勧奨			
			佐治村	(配布), 放送, 勧奨		(封書), 放送, 勧奨	(封書), 放送	(配布), 放送, 勧奨			
			智頭町	広報, 勧奨		(封書), 広報, 勧奨		(封書), 広報, 勧奨			
			倉吉県	倉吉中吉部	倉吉市	倉吉市		(ハガキ)	(封書)	(封書)	(ハガキ)
東伯郡											
羽合町		(ハガキ), 広報				(封書), 広報	(封書), 広報	(封書), 広報			
泊村	(配布)	(配布)				(配布)	(配布)	(配布)			
東郷町	(ハガキ), 広報	(ハガキ), 広報				(封書), 広報	(封書), 広報	(封書), 広報			
三朝町	(ハガキ), 広報, 勧奨	(ハガキ), 広報, 勧奨				(封書), 広報, 勧奨	(封書), 広報, 勧奨	(封書), 広報, 勧奨			
関金町		(ハガキ), 広報				(封書), 広報	(封書), 広報	(封書), 広報			
北条町	(配布), 広報	(配布), 広報				(配布), 広報	(配布), 広報	(配布), 広報			
大栄町	広報, 放送, 勧奨	広報, 放送, 勧奨				(封書), 広報, 放送	(封書), 広報, 放送	(封書), 広報, 放送			
東伯町		(ハガキ), 広報, 放送				(封書), 広報, 放送	(封書)	(封書), 広報, 放送			
赤碕町	(ハガキ), 広報	(封書), 広報				(封書), 広報	(封書), 広報	(封書), 広報			
米子県	米子西部	米子市				米子市	(封書), 広報		(封書), 広報		広報
						境港市		広報, 勧奨	(封書), 広報		(封書), 広報
			西伯郡								
			西伯町	(ハガキ)		(封書)	(封書)	(封書)			
			会見町	(ハガキ), 広報	(ハガキ), 広報	(封書), 広報		(封書), 広報			
			岸本町	(ハガキ), 広報	(ハガキ), 広報	(封書), 広報	(封書), 広報	(封書), 広報			
			日吉津村	(ハガキ)	(ハガキ)	(ハガキ)	(ハガキ)	(ハガキ)			
			淀江町	(配布)	(配布)	(配布)		(配布)			
			大山町	(配布)		(配布)	(配布)	(配布)			
			名和町	(ハガキ), 広報	(ハガキ), 広報	(ハガキ), 広報	(ハガキ), 広報	(ハガキ), 広報			
			中山町	(配布)	(配布)	(配布)		(配布)			
根雨県	日野郡	日野町	日野町	(ハガキ), 放送, 勧奨	(ハガキ), 放送, 勧奨	(封書), 放送		(封書), 放送			
			日野町	広報	広報	(封書), 広報	(ハガキ), 広報	(封書), 広報			
			江府町	(ハガキ), 広報	(ハガキ), 広報	(封書), 広報	(封書), 広報	(封書), 広報			
			溝口町	広報, 勧奨		(ハガキ), 広報	(ハガキ), 広報	(ハガキ), 広報			

表 II-2 未受診児の把握

(1987年 3月現在)

保険所	児童相談所	福祉事務所	項目	乳 児 健 診 ・ 相 談	1 歳 6 か 月 児 健 診 ・ (2 歳 児 健 診) ・ 3 歳 児 健 診			
			市町村	(註) () 内は個人通知の方法, →は順番を示す	(註) 各健診で異なる場合①②③④で表示した			
鳥取 (R2)	中東郡	鳥取	鳥取市	次回呼出し (電話) →再電話, 訪問	①② 次回呼出し (電話) →再電話, 訪問			
			岩美郡					
			国府町	訪問, 次回呼出し	①② 訪問, 保健所受診 ③④ 保健所受診			
			岩美町	訪問, 次回呼出し (郵便・電話)	次回呼出し (郵便)			
			福部村	次回呼出し (電話)	①② 次回呼出し ③④ 保健所受診			
			気高郡					
			気高町	次回呼出し (ハガキ)	次回呼出し (ハガキ)			
			鹿野町	次回呼出し (郵便)	次回呼出し (郵便)			
			青谷町	次回呼出し (郵便)	次回呼出し (郵便)			
			八頭郡					
			郡家町	次回呼出し (郵便・電話) →訪問	①② 次回呼出し ③④ 保健所受診			
			船岡町	次回呼出し (郵便)	①② 次回呼出し (郵便) ③④ 次回呼出し, 訪問, 保健所受診			
			河原町	訪問, 電話聴取, 来庁時面接	①② 次回呼出し ③④ 次回呼出し, 保健所受診			
			八東町	次回呼出し (郵便)	次回呼出し (配布)			
			郡央部 (L5)	鳥取	鳥取	若桜町	次回呼出し→電話, 訪問	次回呼出し→電話, 訪問
用瀬町	次回呼出し (電話・郵便)	①② 次回呼出し (電話・郵便) ③④ 次回呼出し, 保健所受診						
佐治村	次回呼出し (郵便) →電話	次回呼出し (郵便) →電話, 訪問						
智頭町	訪問, 電話聴取, 次回呼出し	次回呼出し (訪問, 電話, 郵便)						
倉吉 (R4)	倉吉	倉吉				倉吉市	次回呼出し (郵便), 訪問, 電話聴取	①② 訪問, 電話, 予防接種時面接
東伯郡								
羽合町						*特に行っていない *1	次回呼出し (郵便)	
泊村						次回呼出し (個人通知), 訪問	①② 次回呼出し ③④ 次回呼出し, 保健所受診	
東郷町						訪問	①② 次回呼出し ②③ 訪問, 次回呼出し ③④ 次回呼出し, 保健所受診	
三朝町						次回呼出し (郵便・電話)	①② 保健所受診 ③④ 次回呼出し (郵便・電話) →保健所受診	
関金町			次回呼出し (郵便)	①② 次回呼出し, 保健所受診 ③④ 次回呼出し (電話)				
北条町			次回呼出し (個人通知) →訪問	次回呼出し (個人通知)				
大栄町			*特に行っていない	①②, ③④ 次回呼出し (電話), 保健所受診 ②③ 次回呼出し				
東伯町			*特に行っていない	次回呼出し (個人通知) →訪問, 保健所受診				
赤碕町	次回呼出し (郵便)	次回呼出し (郵便)						
米子 (UR2)	米子	米子	米子市	次回呼出し (ハガキ) →カルテの返送依頼	①② 次回呼出し (ハガキ) →カルテの返送依頼			
			境港市	*乳児期をすぎた時点で把握する為に未対応*2	①② 次回呼出し (電話) →訪問 ③④ 次回呼出し (電話) →年度末呼出し 保健所受診			
			西伯郡					
			西伯町	次回呼出し	次回呼出し			
			会見町	訪問	次回呼出し (郵便)			
			岸本町	次回呼出し, 訪問	次回呼出し ③④ 次回呼出し, 保健所受診			
			日吉津村	*小さい村なので事情がかなりよく分かる場合はそのまま	①② 次回呼出し (個人通知) ③④ 次回呼出し, 保健所受診			
			淀江町	次回呼出し (個人通知)	①② 次回呼出し ③④ 次回呼出し, 保健所受診			
			大山町	次回呼出し (個人通知)	次回呼出し ③④ 次回呼出し, 保健所受診			
			名和町	訪問 (1歳まで未受診の者)	次回呼出し ③④ 保健所受診 →訪問			
			中山町	電話聴取, 次回呼出し →訪問	次回呼出し (通知) →電話聴取 →訪問			
			根雨 (S)	米子	米子	日野郡		
日南町	次回呼出し (電話) →訪問	次回呼出し (電話)						
日野町	次回呼出し (電話) →訪問	①② 次回呼出し (電話・郵便), 保健所受診 ③④ 電話 →保健所受診						
江府町	次回呼出し (郵便) →電話, 訪問	次回呼出し (郵便) →電話, 訪問						
溝口町	訪問, 次回呼出し (電話)	次回呼出し						

* 1. S62年度から「次回呼び出し (郵便)」を開始。
 * 2. S62年度から「4か月児相談について次回呼び出し →訪問」を開始。

III. 健診・相談のスタッフ

1. 乳児健診・乳児相談（表III-1）

乳児健診を行っている34市町村では、6分の5にあたる29市町村（85.3%）で小児科医²⁾が関わっていた。小児科医が関わっていない所では、脳神経小児科、内科、産婦人科の医師が参加している。脳神経小児科医が関わっているのは、鳥取大学医学部附属脳幹性疾患研究施設（鳥大脳小）の所在（米子市）する西部圏域の2市町であった。この内、米子市では、脳神経小児科医2名と開業小児科医1名とが複数で参加しているが、1歳6か月児健診とは異なり、双方が分割して診察している。

連携する医療機関や医師は固定している市町村も多いが、鳥取市、郡家町などの7つの市町では、数名の医師が交代して参加する。東部圏域では、県立中央病院（鳥取市、福部村、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町）、日赤病院（鳥取市、岩美町、郡家町）、智頭病院（智頭町、佐治村）との連携が、中部圏域では、県立厚生病院（泊村、北条町）との連携が、西部圏域では、鳥大脳小の他に、鳥取大学附属病院（岸本町、淀江町、大山町、名和町、日南町、江府町、溝口町）国立米子病院（中山町）、鳥取大学医療技術短期大学部（日吉津村）、西伯病院（西伯町）との連携がみられた。専門的な医療機関から遠距離に位置する根雨保健所管内で、保健所医師の果たす役割が大きいのが特徴的であった。また、開業医との連がりは、鳥取保健所及び倉吉保健所管内に多くみられた。

栄養士、歯科衛生士などの専門職種は、東・中部圏域に比べて西部で参加率が高く、西部13市町村中、栄養士は11か所（84.6%）、歯科衛生士は乳児健診の時期から全ての13市町村に参加していた。ポイント月齢を絞った健診システムが東・中部で多いのに対して、西部では離乳の開始や生菌を迎えた月齢を含めた月齢幅のある健診システムを採用するところが多いことと関係しているかも知れない（第I報参照）。西部圏域における歯科衛生士の参加にあたっては、社団法人・鳥取県西部口腔衛生センターの果たす役割が大きい³⁾

反面、東、中部圏域では、専門職種の参加が少ない一方で、臨時職員や母子保健推進員の援助が多いのが特徴的である。

乳児相談は26市町村で行われ、保健婦が中心になっている。他に、栄養士が6市町、歯科衛生士が4市町村で参加している。なお、表には示していないが、淀江町では、愛育委員会主催の育児相談（0～3歳児対象）が実施されており、町の保健婦2名、県の保健婦1名、愛育委員2名が参加している。

2. 1歳6か月児健診（表III-2）

1歳6か月児健診では、39市町村中32か所（82.1%）で小児科医が関わり、鳥取市、倉吉市、境港市、河原町、東郷町、大栄町で数名の医師が交代して参加している。その他、乳児健診と同様に、脳神経小児科、内科、産婦人科医が参加している。米子市では、1歳6か月健診では、脳神経小児科医が保健婦とともに発達の検査を担当し、小児科開業医が内科的診察を担当し、専門的な双方の立場から全児を診る方式を確立している。なお、医療機関との連携は乳児健診と類似していた。

専門職種に関しては、栄養士は東部15市町村中1か所（6.6%）、中部10市町村中7か所（70.0%）、西部14市町村中7か所（50.0%）であった。また、歯科衛生士は、東部7か所（46.7%）、中・西部100.0%であった。双方共に東部圏域での参加率が低い。1歳6か月児健診では歯科医が全39市町村で参加し、歯科検診・指導位置づけが極めて大きなものとなっている。鳥取県下には、鳥取県総合

表III-1 健診・相談のスタッフ—乳児健診と乳児相談

(1987年3月現在)

保健所	見守り相談所	福祉事務所	項目	乳 児 健 診						乳 児 相 談						
				保健婦	医 師	栄養士	歯科衛生士	看護婦	事務	保健婦	栄養士	衛生士	看護婦	事務		
鳥取	中東部	鳥取市	市②	②開業、各病院小児交代				雇①~1	市①	臨時②	市①					
		岩美郡	(中央、日赤病院)													
		②国府町	町②	①開業 小児				雇①	雇①			町②				町①
		岩美町	町③	①日赤病院小児						町①	推進員①					
		福部村	村①	①中央病院小児							推進員					
		気高郡														
		気高町	町②	②開業 小児								町②				
		鹿野町	町①	①開業 内科	町①							町①	町①			町①
		青谷町	町②	②開業 小児交代					雇①	町①						
		八頭郡														
		郡家町	町②	①中央、日赤病院小児の交代					雇①	町①	推進員②					
		船岡町	町①	①智頭病院小児							推進員②	町②				臨時②
		河原町	町②	①開業 内科交代					雇①							
		八東町	町②	①中央病院小児					雇①	町①		町②				
		若桜町	町②	①中央病院小児						町①		町②				町①~1
用瀬町	町②	①中央病院小児					雇①	町①	推進員	町②						
佐治村	村③	①智頭病院小児						雇①								
智頭町	町③	①智頭病院小児					雇①	町②	推進員③							
倉吉	中部	倉吉市	市①							市①~2	市①				推進員①	
		東伯郡														
		羽合町									町①	町①			臨時①	
		泊村	村①	①厚生病院小児				雇①	臨時②		村①	県①			雇①	臨時②
		東郷町	町②	①開業 内科				雇①	町①		町②	町①				
		三朝町	町②	①開業 小児				雇①	町①	推進員②	町②	町①				
		関金町	町②								町②	町①				
		北条町	町②	①厚生病院小児							町②	町①				
		大栄町	町②	①開業 内科交代	町①				雇①			町②	町①			
		東伯町									町③	町①				
赤碓町	町②	①開業 内科	町①						推進員②	町②	町①					
米子	西部	米子市	市②	②日赤病院小児交代	市①	センター①	雇③	雇①	雇①	家庭児童相談員(市①)						
		境港市									市②~3	市①				
		西伯郡									県①	センター①			雇①	
		西伯町	町②	①西伯病院小児	県①~1	センター①	雇①									
		会見町	町①	①鳥大脳小	県①~1	県①~1				町①		町①	町①			
		岸本町	町②	①鳥大小児		センター①				町①		町②	センター①			
		日吉津村	村①	①医短大小児	県①~1	センター① 歯科医①	雇②		①	歯科医①	①	県①				
		淀江町	町②	①鳥大小児	県①	センター① 歯科医①	雇①			町①	臨時②					
		大山町	町①	①鳥大小児	県①~1	県① センター①	雇①			雇①	雇①					
		名和町	町②	①~2鳥大小児		センター① センター①	雇①					町②	町①			
中山町	町②	①科立病院小児	県①~1	県① センター①	雇①			町①	雇①	町②	県①		町①			
日野郡																
日南町	町③	①鳥大、保健所小児交代	県①	センター①	町②			町①		町③	県①			町②		
日野町	町②	①開業、産婦 ①保健所小児	県①	センター① ①~2				県①		町②	県①~1					
江府町	町②	①鳥大、保健所小児交代	県①~1	センター①	雇①			町①		町②	県①					
溝口町	町②	①鳥大小児	県①	センター①				町①								

・1. 乳児相談は地区により形態が異なる。・2. 乳児相談は地区が指定されている。・3. 12地区に分けて実施。・4. 7地区に分けて実施。
 ・5. 1歳半、2歳児健診と同時に実施して地区を巡回。・6. ポイント健診と別に実施する乳児健診では、衛生士が参加せずに看護婦が加わる。
 ・7. 乳児健診は地区により形態が異なる
 (注) 表のよみ方は、表III-3の(注)を参照のこと。

表III-2 健診・相談のスタッフ—1歳6か月児健診

(1987年3月現在)

保健所	児童相談所	福祉事務所	項目 市町村	1 歳 6 か 月 児 健 診									
				保健婦	医 師	歯科医	歯科衛生士	栄 養 士	看 護 婦	事 務 員			
鳥取県 (R2)	中東部	鳥取市	鳥取市	市⑧県②	②開業 各病院 小児交代 (中央、日赤、市立、 西鳥取、生協病院)	①	→①県①				雇①	臨時②家庭児童相談員 (市①) 医師会①	
			岩美郡										
			国府町	町②県①	①開業 小児	①	→①				雇①	雇①	
			岩美町	町③県①	①岩美病院内科	①							町① 推進員①
			福部村	村①県②	①中央病院小児	①		県①					推進員②
			気高郡										
			気高町	町②県①	②開業 内科・小児	①		県①					町②
			鹿野町	町①県①	①開業 内科	①				町①			町①
			青谷町	町②県②雇②	①開業 小児	①							
			八頭郡										
			郡家町	町②県①	①中央病院小児	①					雇①		町① 推進員②
			船岡町	町②県①	①智頭病院小児	①							推進員②臨時②
			河原町	町②県①	①開業小児・内科交代	①					雇①		
			八東町	町②県①	①中央病院小児	①		県①			雇①		町①
			若桜町	町②県①	①中央病院小児	①							町① 臨時①
			用瀬町	町②県①	①中央病院小児	①					雇①		町① 推進員③
			佐治村	村③県①	①智頭病院小児	①	村①						
			智頭町	町③県①	①智頭病院小児	①	→①				雇①		町② 推進員①
倉吉県 (R4)	倉吉中南部	倉吉市	倉吉市	市⑦県①	①開業 厚生病院 小児交代	①交代	県①	市①	市②	市①	推進員①		
			東伯郡										
			羽合町	町①県①	①開業 小児	①交代	県①	県①	雇①	雇①		母子愛育委員③	
			泊村	村①県②	①厚生病院小児	①交代	→① 県①	県①			雇①	臨時介助②	
			東郷町	町②県①	①開業 内科交代	①	→①	県①		雇①		町①	
			三朝町	町②県①雇①	①開業 小児	①	センター①	県①	雇①		雇①	町① 推進員②	
			関金町	町②県①	①開業 産婦	①	→①	県①				町①	
			北条町	町②県①	①厚生病院小児	①	→①	県①				町①	
			大栄町	町②県①	①開業 内科交代	①交代	→①	県①	町①	雇①			
			東伯町	町③県①	①厚生病院小児	①		県①	町①	町①			
赤碕町	町②県①	①開業 内科	①	→②	県①	町①			町① 推進員②				
米子県 (UR2)	米子西部	米子境港	米子市	市⑩県①	②鳥大脳小①開業小児	①	センター②③	市①	雇③	雇①	家庭児童相談員(市①)		
			境港市	市④県①雇③	②開業内科、小児交代	①	センター②③		市①雇③	雇①市①			
			西伯郡										
			西伯町	町②県①	①西伯病院小児	①	センター②			雇①		町①	
			会見町	町①県①	①鳥大脳小	①	センター①②				雇①町①		
			岸本町	町②県①雇①	①鳥大小児	①	→①センター②					町①	
			日吉津村	村①県②	①医短大小児	①	→①センター①	県①	雇②			村①	
			淀江町	町②県①雇②	①鳥大小児	①	センター②県①				雇②町①		
			大山町	町①県②	①鳥大小児	①	センター①雇②	県①	雇①	雇①町②		助産婦(雇①)	
			名和町	町②県①	①鳥大小児	①	センター①②					町①	
根雨県 (S)	根雨	日野郡	中山町	町②県①	①国立病院小児	①	センター①				雇①町①		
			日南町	町③県①	①鳥大小児	①	センター②③	県①	町②		町①		
			日野町	町②県①	①保健所小児	①	センター②	県①					
			江府町	町②県①	①保健所小児	①	センター②	県①			町①		
			溝口町	町②県①	①保健所小児	①	→①センター①	県①			町①		

・ 1. S62年度より、栄養士(県①)、心理判定員(雇①)が参加
 ・ 2. S62年度より歯科衛生士参加
 ・ 3. S62年度より、栄養士、歯科衛生士参加

口腔保健センター（鳥取市所在）、鳥取県中部歯科医師会口腔衛生センター（倉吉市）、鳥取県西部口腔衛生センター（米子市）が設立されているが、1歳6か月児健診においても西部圏域ではセンターの果たす役割が大きい。これに対して、中・東部では保健所から派遣される場合が多い。

その他に、鳥取市、米子市では家庭児童相談員が参加している。

ところで、1986年秋に、「1987年度4月から、1歳6か月児健診にも3歳児健診と似た形で、心理面の判定、指導も始める方針である」と厚生省が明らかにしたことが、論議を呼んでいることは周知のことであろう。鳥取市では、県下の市町村に先がけて、1987年度より、1歳6か月児健診の一次スクリーニングで疑いの子を出た児を対象に発達の検査を行う目的で、2名の心理専門職を非常勤の身分ながら雇い上げて参加させる試行⁴⁾を開始した。

3. 2歳児健診・2歳児しつけ相談（表III-3）

2歳児健診は8町村で実施しているが、各町村での位置づけ方により参加するスタッフが異なる。東部圏域の若桜町では歯科検診としてのみ行っているのに対して、西部圏域の7町村では、全てに小児科医が参加するとともに、西伯町、日吉津村、日野町、江府町の4町村では歯科医も参加している。

2歳児相談として実施している所も含む21市町村の内、児童相談所の心理判定員は、東部圏域では八東町の1町のみ（中央児童相談所）、中部圏域では10市町村の全てに（倉吉児童相談所）、西部圏域では西伯町、岸本町、大山町、名和町、日野町の5町に（米子児童相談所）参加していた。

ところで、西部圏域では、2歳児健診においても、鳥取県西部口腔センターから歯科衛生士が7町村に派遣されており、1歳6か月児健診に引き続いて歯科指導を継続できる体制を整えている。西部では、栄養士も4町に参加している。

表III-3 健診・相談のスタッフ—2歳児健診（相談） (1987年3月現在)

保健所	児童相談所	福祉事務所	表III-3 健診・相談のスタッフ—2歳児健診（相談） (1987年3月現在)											
			市町村	職種	保健婦	判定員他	医師	歯科医	歯科衛生士	栄養士	看護婦	事務員		
郡家(5)	中央	東部	八東町	町①	中児②									
			若桜町	町①県①				①	県①				町①	
			佐治村	村③					村①					
倉吉(R4)	倉吉	中部	倉吉市	市(1~2)	倉児②③									
			羽合町	町①	倉児②③									
			泊村	村①	倉児②③									
			東郷町	町①	倉児②③									
			三朝町	町①	倉児②③									
			関金町	町①	倉児②③									
			北条町	町①	倉児②③									
			大栄町	町②	倉児②③									
			東伯町	町①	倉児②③									
			赤碕町	町①	倉児③									
米子(UR2)	米子	西部	西伯町	町②県①	米児③	①西伯病院小児	①	センター②			雇①	町①		
			岸本町	町②県①	米児③	①鳥大小児		センター②				町①	臨時①	
			日吉津村	村①県②		①医短大小児	①	①センター①			雇②	村①		
			大山町	町①県①	米児①②	①鳥大小児		県①センター①②	県①②	雇①	町②雇①	助産婦(雇①)		
			名和町	町②県①	米児②③							町①		
根雨(S)	子部	日野町	町②県①	米児③	①保健所小児	①	センター②	県①						
		江府町	町②県①		①鳥大小児	①	センター②	県①	雇①	町①				
		溝口町	町②県①		①鳥大小児		センター①	県①		町①				

注1) ○で囲んだ数字は各職種の人数を示し、(○)のように記されたものは、場合によって数が異なることを示す。

注2) 各職種の所属については、市町村職員を「市」「町」「村」、県職員(保健所職員)を「県」、町による雇上げを「雇」、職種の指定されない臨時雇いを「臨時」と示す。

注3) 「歯科衛生士」の項目中、日吉津村のように歯科医から矢印で示したものは、歯科医が随行する衛生士を示し、市町村として雇い上げられていない。東・中・西部の各口腔衛生センターを「センター」と示す。

注4) 「医師」については、所属と科名を示す。表III-3に限りこの欄に斜線のある場合は、2歳児しつけ相談の事業を示す。

注5) 「判定員他」には、心理判定員のほかに判定補助員を含む。なお、中央児童相談所を「中児」、倉吉児童相談所を「倉児」、米子児童相談所を「米児」と略記する。

表III-4 健診のスタッフ-3歳児健診

注1) 鳥取市、倉吉市、米子市は各保健所で実施されており、ここには保健所が市町村に Outreach して行われているものを示す。

注2) 表記中、「雇」は県が雇い上げているものを示す。

(1987年3月現在)

保健所	児童相談所	福祉事務所	市町村	項目	3 歳 児 健 診								
					職種	保健婦	医師	歯科医	歯科衛生士	栄養士	看護婦	事務員	検査技士
鳥取 (R2)	中東部	鳥取	鳥取市	鳥取保健所にて実施。市の保健婦2名が参加(月3回)									
			岩美郡	事務を兼ねる									
			国府町	町②県③	①中養病院 ②中養病院小児 ③自養小児	①	県①				雇①		
			岩美町	町②③県④	①中央病院小児 ②自養小児	①	県①	県①			町①県①		
			福部村	村①県②	①中央病院小児	①	県①				村①	推進員②	
			気高郡										
			気高町	町②県①	②開業小児内科	①	県①				町②		
			鹿野町	町①県②	①開業内科	①	県①	町①			町①		
			青谷町	町②県②雇②	①開業内科	①	県①				県①		
			八頭郡										
			郡家町	町②県②	①中央病院小児	①	県①	雇①	町①			推進員②	
			*1船岡町	町②県②	①智頭病院小児	①						保健委員②臨時②	
			河原町	町②県②	①開業小児内科	①					雇①		
			八東町	町②県②	①中央病院小児	①	県①				雇①	町①	
若桜町	町②県②	①中央病院小児	①					町①					
倉吉 (R4)	中吉部	倉吉	倉吉市	倉吉保健所にて実施。市の保健婦1名が参加									
			東伯郡										
			羽合町	町①県①	①開業小児	① 養 院	県①	県①	雇①	雇①		母子愛育委員③	
			泊村	村①県②	①厚生病院小児	① 養 院	①県①	県①	雇①	雇①		臨時②	
			東郷町	町②県②	①開業医2名 ②牙科2名	① 養 院	①県①	県①	雇①	町①			
			三朝町	町②県②雇①	①開業小児	①	センター①	県①	雇①	町①		推進員②	
			関金町	町②県②	①開業産婦	①	①県①	県①	雇①	町①			
			北条町	町②県②雇②	①厚生病院小児	①	①県①	県①	雇①	町①			
			大栄町	町②県②	①開業医2名 ②牙科2名	① 養 院	①県①	町①県①					
			東伯町	町③県②	①厚生病院小児	①	県①	町か県①	町①				
赤碕町	町②県②	①開業内科	①	②県①	町①県①		町①		推進員②				
米子 (UR2)	西米子部	米子	米子市	米子保健所にて実施。市の保健婦1名が参加									
			境港市	市④県⑥	①中養小児 ②中養保健所	①	県①	県①	市①	市①県①	県①		
			西伯郡										
			西伯町	町②県②③	①国立病院小児	①	センター①	県①			県①		
			会見町	町①県②	①保健所医師	①	県①	県①		町①県①	県①		
			岸本町	町②県②	①保健所医師	①	①県①	県①		県①	県①		
			日吉津村	村①県②	①医短大小児	①	①センター①	県①	雇②	村①	県①		
			淀江町	町②県②	①鳥大小児	①	県①センター②	県①		町①県①	県①	臨時②	
			大山町	町①県②	①保健所医師	①	県①雇①	県①		町①県①	県①		
			名和町	町②県②	①保健所小児	①	県①センター①	県①		県①	県①		
			中山町	町②県②	①国立病院小児	①	県①	県①		町①県①	県①	家庭児童相談員(西部 福祉事務所②)	
			日野郡										
根雨 (S)	西米子部	米子	日南町	町③県②	①鳥大小児	①	県①センター②	県①		町②	町①県①	県①	
			日野町	町②県②	①保健所小児	①	県①センター①	県①			県①	県①	
			江府町	町②県②	①保健所小児	①	センター②	県①		町①県①	県①		
			溝口町	町②県②	①保健所小児	①	②③県① センター①	県①		町①県①	県①		

* 1 歯科検診は別日程で行う

4. 3歳児健診 (表III-4)

3歳児健診は県の事業として市町村を会場に出向して行われる36市町村についてまとめた。27市町村(75.0%)で小児科医が関わり、国府町、河原町、東郷町、大栄町で数名の医師が交代して参加している。医療機関との連携は、乳児健診や1歳6か月児健診に類似しているが、西部圏域では、烏大脳小の関わりがなくなり、また、烏大附属病院の関わりが減り、代わって保健所の役割が増大している(境港市、会見町、岸本町、大山町、名和町、日野町、江府町、溝口町)。

専門職種に関しては、栄養士は東部14町村中2町(14.3%)、中部9町村中全て(100.0%)、西部13市町村中全て(100.0%)の、歯科衛生士は東部71.4%、中・西部100.0%の参加率であった。ここでも東部の参加率が共に低く、中・西部が高かった。検尿を担当する検査技師は、東・中部では保健所へ持ち帰って検査する方法を採っており、検査技師は参加していないが、西部では検査技師も市町村まで出向いている。他に、中山町で家庭児童相談員が参加している。

IV. 健診・相談の事業内容

1. 乳児健診・乳児相談 (表IV-1)

乳児健診では、受付、身体計測、問診、診察に各種の指導が加わるのが一般的である。各種の指導の内、東・中部では保健婦が行う「保健指導」のみの所が大部分で、鹿野町、大栄町、赤碕町の3町で栄養士が「栄養指導」を分担していただいただけであった。東・中部の「保健指導」が栄養指導や歯科指導を含んだ内容のものであるのに対して、西部では、栄養士・歯科衛生士が「栄養指導」「歯科指導」を分担して行う方式が、ほとんどの市町村で採られている。西部の方式は、各専門職種で分担できるメリットが大きい反面、チーム健診における各職種の連携が鍵となつてこよう。

ところで、中部では、全ての児に指導を行うのではなく、必要と認められた限られた児について、重点的に指導を行う流れを採用している所が泊村、東郷町、大栄町、赤碕町の4町村あり、西部で米子市と日南町が採用していた。なお、米子市では個別指導の他に、対象児のグループを作って行う「集団指導」にも意欲的に取り組んでいる。

乳児相談に関しては、診察はなく、受付、身体計測、問診、保健指導が中心である。

2. 1歳6か月児健診、2歳児健診(相談) (表IV-2)

1歳6か月児健診は、乳児健診と同様に、受付、身体計測、問診、各種の指導に加えて、特に歯科検診が実施される。これに応じて、中・西部では「歯科指導」も位置づけられて、歯科衛生士によって分担されている。東部で歯科衛生士による「歯科指導」を実施している所は、15市町村中5か所(33.3%)に留まっている。

栄養士による「栄養指導」は、東部1町(6.7%)、中部7市町村(70.0%)、西部7市町村(50.0%)の実施状況であった。

鳥取市、米子市では、必要と認められた児について、1歳6か月の時点で「しつけ相談」を家庭児童相談員により実施していた。

2歳児健診(相談)は、スタッフの項で既述のように、町村により事業内容が異なる。歯科検診・歯科指導重点が若桜町、内科検診と歯科検診(歯科指導)の双方を狙っているのが西伯町、日吉津村、日野町、江府町、内科検診重点で歯科指導を加えているのが岸本町、大山町、溝口町である。心理判定員等が参加している16市町村では、発達観察と相談が行われている。

表Ⅳ－1 健診相談の内容－乳児相談と乳児健診

注1) 全員がうけるものを○、必要な児のみうけるものを◎で示す。()付きのものは、時々行われる事業を示す。
 注2) 栄養士、歯科衛生士による指導を「栄養指導」「歯科指導」と区別し、手技を用いて行う検査を「発達チェック」とする。
 また、心理判定員による検査を「発達観察」と示す。主に、担当するスタッフの職種の側から分類した。(1987年3月現在)

保健所	児童相談所	福祉事務所	市町村	乳 児 健 診										乳 児 相 談								
				受付	身体計測	問診	診察	保健指導	栄養指導	歯科指導	集団指導	しつけ相談		受付	身体計測	問診	保健指導	歯科指導				
鳥取県 (R2)	中東部	鳥取市	鳥取市	○	○	○	○	○								発達相談◎	○	○	○	○		
			岩美郡																			
			国府町	○	○	○	○	○										○	○	○	○	
			岩美町	○	○	○	○	○														
			福部村	○	○	○	○	○														
			気高郡																			
			気高町	○	○	○	○	○														
			鹿野町	○	○	○	○	○	○									○	○	○	*1	栄養指導
			青谷町	○	○	○	○	○														
			鳥取県 (S)	中央部	八頭郡	八頭郡																
郡家町	○	○				○	○	○						スライドで 衛生教育	○	○	○	○				
船岡町	○	○				○	○	○							○	○	○	○				
河原町	○	○				○	○	○							○	○	○	○				
八東町	○	○				○	○	○							○	○	○	○				
若桜町	○	○				○	○	○							○	○	○	○				
用瀬町	○	○				○	○	○							○	○	○	○				
佐治村	○	○				○	○	○							○	○	○	○				
智頭町	○	○				○	○	○							○	○	○	○				
鳥取県 (R4)	倉吉市	倉吉市				倉吉市													○	○	○	
			東伯郡																			
			羽合町															○	○	○		
			泊村	○	○	○	○	◎							○	○	○	○			◎	
			東郷町	○	○	○	○	◎							○	○	○	○				
			三朝町	○	○	○	○	○							○	○	○	○				
			関金町															○	○	○		
			北条町	○	○	○	○	○							○	○	○	○				
			大栄町	○	○	○	○	○	◎						発達チェック	○	○	○	○			発達チェック 栄養指導
			東伯町															○	○	○		栄養指導
赤碕町	○	○	○	○	◎	○						発達チェック	○	○	○	○			発達チェック 栄養指導 集団指導			
鳥取県 (UR2)	米子市	米子市	米子市	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎										
			境港市														○	○	○	◎		
			西伯郡																			
			西伯町	○	○	○	○	○	(○)	○												
			会見町	○	○	○	○	○	(○)	(○)							○	○	○			
			岸本町	○	○	○	○	○		○							○	○	○	○		
			日吉津村	○	○	○	○	○	(○)	○							○	○	○			
			淀江町	○	○	○	○	○	○	○					歯科検診							
			大山町	○	○	○	○	○	(○)	○												
			名和町	○	○	○	○	○		○							○	○	○			
鳥取県 (S)	日野郡	日野郡	日野郡																			
			日南町	○	○	○	○	○	○	◎						○	○	○	○		栄養指導	
			日野町	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○				
			江府町	○	○	○	○	○	(○)	○						○	○	○				
			溝口町	○	○	○	○	○	○	○												

・1. 問診と指導とが流れの上で区別されない場合 ・2. 問診と相談・指導が同じに行われ、個別の保健指導は必要な児のみに後に行われる場合

表Ⅳ—3 健診相談の内容—3歳児健診

(1987年3月現在)

保健所	児童相談所	福祉事務所	項目 市町村	3歳児健診									
				受付	身体計測	問診	診察	歯科検診	保健指導	歯科指導	栄養指導	検尿	
鳥取 (R2)	中東部	鳥取市	鳥取市	鳥取保健所にて実施									
		岩美郡	岩美郡										
		国府町	国府町	○	○	○	○	○	○	○		○	
		岩美町	岩美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		福部村	福部村	○	○	○	○	○	○	○		○	
		気高郡	気高郡										
		気高町	気高町	○	○	○	○	○	○	○		○	
		鹿野町	鹿野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		青谷町	青谷町	○	○	○	○	○	○	○		○	
		八頭郡	八頭郡										
		郡家町	郡家町	○	○	○	○	○	○	(◎)		○	スライドで衛生教育
		船岡町	船岡町	○	○	○	○	○	○			○	
		河原町	河原町	○	○	○	○	○	○			○	
		八東町	八東町	○	○	○	○	○	○	○		○	
		郡家 (L5)	中部	若桜町	若桜町	○	○	○	○	○	○		○
用瀬町	用瀬町			○	○	○	○	○	○		○		
佐治村	佐治村			○	○	○	○	○	○	○		○	
智頭町	智頭町			○	○	○	○	○	○	○		○	
倉吉市	倉吉市			倉吉保健所にて実施									
東伯郡	東伯郡												
羽合町	羽合町			○	○	○相	○	○	◎	○	(○)	○	
泊村	泊村			○	○	○相	○	○	◎	○	(○)	○	
東郷町	東郷町			○	○	○相	○	○	◎	○	○	○	
三朝町	三朝町			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
倉吉 (R4)	中部	関金町	関金町	○	○	○相	○	○	◎	○	(○)	○	
		北条町	北条町	○	○	○相	○	○	◎	○	○	○	
		大栄町	大栄町	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	
		東伯町	東伯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		赤碕町	赤碕町	○	○	○相	○	○	◎	○	○	○	
		米子市	米子市	米子保健所にて実施									
		境港市	境港市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		西伯郡	西伯郡										
		西伯町	西伯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		会見町	会見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
米子 (UR2)	西部	岸本町	岸本町	○	○	○	○	○	○	○	○		
		日吉津村	日吉津村	○	○	○	○	○	○	○	(○)	○	
		淀江町	淀江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		大山町	大山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		名和町	名和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		中山町	中山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		日野郡	日野郡										
		日南町	日南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	集団指導、
		日野町	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		江府町	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
根雨 (S)	南部	溝口町	溝口町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

注) 歯科検診については、別日程で事業を組んでいる市町村がある。中山町では1歳、2歳、2歳6カ月児を対象に、倉吉市、智頭町では1歳6カ月児から4歳児までを対象に歯科検診が行われている。船岡町でも別日程で実施されている。

また、フッ素塗布事業が別に行われている市町村もある。現在調査した段階では、鳥取保健所管内の、国府町、岩美町、福部村、鹿野町、青谷町には保健所から出向して行われ、鳥取市、気高町でも保健所への任意来所により実施されている。倉吉保健所管内では、羽合町、東伯町、東郷町で行われている。同じ管内の三朝町、大栄町、泊村、赤碕町、米子保健所管内の淀江町、根雨保健所管内の日野町、江府町など、1歳6カ月児健診や3歳児健診の歯科衛生指導に含めている市町村もある。今後の調査により整理する必要がある。

3. 3歳児健診 (表IV-3)

3歳児健診は、1歳6か月児健診の内容に準ずるが、検尿が加わる。保健所を会場に実施される3市を除いて、歯科衛生士による「歯科指導」は東部14市町村中10町村(71.4%)、中・西部の全てで、栄養士による「栄養指導」は東部2町(14.3%)、中・西部の全てで行われていた。

専門職種の参加に応じて事業内容を整理したが、東部では保健婦が栄養指導や歯科指導を含めながら「保健指導」を行っており、その利点と逆に課題は何かについて検討する必要がある。また、専門職種がチームを組んで健診・相談にたずさわる場合の連携のあり方、連携を支える保健婦の役割、ケースカンファレンスの位置づけなどについては、今後更に調査が必要であろう。

以上、鳥取県の市町村レベルでの乳幼児健診・相談の概要を明らかにした。台帳やカルテの実際の活用、健診・相談に使用される問診票や手技の発達的な検討、障害児及び経過観察の必要な要注意児の発見、適切な対応と経過の追跡などの実態分析に関しては、今後の課題としたい。また、県及び圏域レベルでの母子保健システムの検討も今回果たすことができなかった。続報に譲りたい。

<追記>

※本稿をまとめるにあたり、公務御多忙中にもかかわらず、アンケート調査や表の正誤訂正調査、確認のためのききとり調査、台帳・カルテ等の資料の提供に御協力いただきました市町村保健婦、保健所保健婦をはじめとする関係の方々には心よりお礼申し上げます。

※※本稿は、三人で共同調査、共同討議の上、はじめに、I、IIを渡部が、III、IVを田丸が責任執筆並びに作表した。

※※※本稿は、昭和61年度文部省科学研究費補助金奨励研究(A)課題番号61710158(研究代表者・渡部昭男)の研究成果の一部である。

<注>

- 1) 「1歳6か月児健康診査票」については1983年から、「3歳児健康診査票」については1982年から県下統一で使用されている。竹下研三「乳幼児の健全な発育と発達を求めて——鳥取県における試行——」『鳥取医学雑誌』第11巻第2号、鳥取県医師会、1983年、pp.130~136。
- 2) 何らかの形で鳥大脳小に關係を有する小児科医も多いが、ここでは勤務科別に区分した。
- 3) 西部14市町村では、1979年度より歯科委託料を各々支出して、歯科衛生士4名を西部歯科医師会に採用・派遣してもらうシステムを発足している。
- 4) 1987年度に計上された予算は、25万円である。『とっとり市報』1987年4月15日発行 No.481, p.4。

<第I報に関する正誤訂正・追記>

- (1) 船岡町 (p.393) : [訂正] 新生児訪問は、全児対象とし、保健婦が訪問しているが、全数まわっていないのが現状である。
- (2) 河原町 (p.393) : [訂正] 新生児訪問は、①第1子全員、②未熟児全員(保健所保健婦)、③第4子以降、④その他必要と思われるケース(妊娠中毒症)、⑤希望者を対象に、保健婦が行う。保健委員は、各部落1人(又は数人)配置されており、部落内の状況を役場に伝えてもらう体制をとっている。
- (3) 八東町 (p.393) : [追記] 乳児相談を、1986年度より、①希望者(放送により案内)、②1歳2か月児(個人通知)、③追跡児を対象に、月1回実施している。[追記] 2歳児しつけ相談は、1985年度までは2歳児歯科検診として実施していたが、1986年度より希望者対象の相談事業とした。
- (4) 若桜町 (pp.393~394) : [追記] 乳幼児相談を、希望者を対象に、月1回実施している。[追記] 1984年度より、2歳児歯科検診を実施している(個人通知)。
- (5) 大山町 (p.400) : [追記] 以前2名いた保健婦が1名に削減され、保健婦不足のために、新生児訪問を行わない代わりに、あわせて新生児健康相談を行う。

(昭和62年4月15日受理)

